

2021（令和3）年度 社会福祉法人はばたき 事業計画

I 基本の考え

我が国の社会情勢は、近年の高齢化、少子化の進行とともに人口減少社会へと進んでいる。それらは社会福祉に限らず、すべての分野で課題解決に向けての取り組みに大きな影響を及ぼしている。

「身体障害者福祉」の分野でも、利用者の高齢化・重度化、要医療ケア化に対する対応がますます必要となっており、そうした課題への取り組みが求められている。

こうした中で 2021(令和3)年度は、「八王子自立ホーム」が社会福祉法人はばたきに民間移譲され、「はばたきの郷 八王子自立ホーム」として自主運営を行う5年目となる。当面の目途となる民間移譲後の無償貸与期間5年目となり、この間を総括し、次の段階に向けた取り組みを構築するための重要な年度となる。

「はばたきの郷 八王子自立ホーム」の運営

八王子自立ホームは、設立時より「依存から独立へ」の理念をかかげ、障がい者が地域のなかで独立した生活を営むことを目指してきた。

その運営理念は、『人間の生きる権利と自由は、それ自体として尊ばれ守られるべきであり、決して能力の程度によって引き分けられてはならない。重度の肢体不自由者は、たとえ社会的生産活動への参加が不可能であるとしても人間として生きる営みを自分で判断し、決定し、責任を負い、自らの人間形成を行って様々な面で社会参加することは可能である。これが重度の肢体不自由者にとっての「自立」である。』としてきた。

今後も、このことを「障害者支援施設」の運営の基本に据え、2021（令和3）年度の取り組みの中でも、「重度の肢体不自由者の生活の場としての自立ホーム」と「共生社会の実現に向けた地域社会の資源、かつ地域の一員としての自立ホーム」として実践していくことが求められている。

「新型コロナウイルス感染症対策」について

新型コロナウイルス感染症については、未だ世界的規模での悪影響があり、各国の政府が危機管理上重大な課題であるとして取り組んでいる状況を踏まえ、政府や自治体の方針、動向を注視しながら、社会福祉法人として利用者、職員への感染予防を徹底し、サービス提供を維持していくことに努める。

II 事業計画

1 3年後5年後を展望した「中期計画」に基づく実施について

社会福祉法人はばたきとしては、令和元年度に策定した『中期計画（第1期）』へ

の取り組みを引き続き行う。その上で、新たな情報や現場での実態を踏まえた計画の改定に向けて取り組む。

2 はばたきの郷 八王子自立ホーム（「障害者支援施設」）の管理運営

(1) 組織体制

業務執行体制および利用者支援体制の強化のため、職員体制を整え、管理運営面で最大限の努力を傾ける。

組織体制としては、相談支援機能を強化するため、新たに「相談支援連絡調整担当係長」を創設し人員を配置する。

また、令和3年4月1日付で全職員への辞令交付を行う。

(2) 運営方針

① 「障害者支援施設」として、施設入所支援、生活介護、短期入所の各事業で、年間を通して安定して利用者を受け入れ、重度の肢体不自由を含めた障がい者の生活の場として、利用者の状況に応じた的確な支援を行う。

② 施設の運営経費については、介護給付費やサービス推進費・各種加算の確保の手続きを確実に実行し経営の安定化をはかる。

③ 法人および施設の会計処理については、「福祉会計サービス」による指導を受けつつ、適切な処理と実行につとめる。

④ 障がい者の支援においては、利用者の人権の保障と権利擁護を図ると共に、豊かな生活を保障し、利用者の自らの意思決定への支援と最善の利益を確保するための取り組みを推進する。

⑤ 施設運営およびサービス提供の要となる人材の確保と育成・定着・キャリアアップについての取り組みを引き続き行う。

⑥ 「自立ホーム」は社会福祉施設の一員としての機能を発揮すると共に、地域社会の資源としての役割を担い、地域社会との交流を推進する。

3 法人運営に係る諸会議については、次のように開催する。

会議名	開催月
理事会	6月・11月・3月
評議員会	6月(定時評議員会)・11月・3月
法人内監査	5月 10月

III 法人本部の運営

1 法人本部の執行体制の確立と強化に努める。

法人本部および自立ホームの組織体制の強化を図る。

令和3年6月に法人の役員（理事、監事、顧問）および評議員の改選を行う。

2 事務局会議を月1回および随時開催し、業務の円滑な遂行に努める。

IV 資金計画

資金については、施設からの繰入金及び運用収入をもって充てる。

V 新型コロナウイルス感染症 予防対策

新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、社会福祉法人はばたき として次の視点に立ち各種取組みを実施する。

- 1 厚生労働省や東京都、八王子市等の行政機関、関係機関から通達される新型コロナ対策関連のガイドライン等を遵守するよう努める。
- 2 法人および事業所が定めた新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、感染症対策会議（自立ホーム主任会議）により対応を判断し実践していく。
基本的な視点として、① 利用者および職員の安全・安心の確保、② 事業、サービス提供の継続、③ 各対策の妥当性(実施の根拠や効果など)の検証
- 3 具体的な取組みとして感染予防対策を以下のとおり実施する。
 - 職員のマスク着用、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底する。
 - 利用者にも同様な対応が望まれるが、個別の状況に応じた協力をお願いする。
 - 利用者の健康チェック（入所利用者は毎日、通所利用者は利用前）の実施。
 - 職員の出勤前検温、および出勤後、業務従事前の体温計測、発熱等の症状が認められる場合には、サービス提供および出勤を行わないことを徹底する。（臨機の処置）
 - ホーム来所者、面会者等、外部からの来訪者についての対応
感染症の状況、政府による緊急事態宣言等の対応では、状況に応じて、ホーム来所者、面会者等の施設内への立ち入りを制限する場合がある。
 - 利用者の生活や活動の場面では、施設内外を問わず、感染拡大を防ぐ取組みを徹底する。
 - ① 3密(密集、密接、密閉)を避ける。
 - ② 活動前後の手洗い(消毒)、うがい、マスクの着用などの実施
 - 感染が疑われる場合は、『「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について』（2020年2月17日厚労省）に基づいた適切な対応を徹底する。
 - 上記のような感染予防対策に加え、万が一、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が出た場合については、保健所等の指導の下、適切な対策を講じ、感染拡大や重症化の防止対策を実施する。
あわせて、感染者や濃厚接触者およびそれらが疑われるご利用者等に対する差別や偏見の予防と解消に施設全体として取り組む。
 - 感染症予防、発生時の拡大防止の観点から、状況により、利用者、ご家族、関係者に対して「制限の強化」や「サービスの内容や時間の変更」等を行う場合がある。